

経済資料協議会編集委員会規定

- 第1条 経済資料協議会は、機関誌「経済資料研究」を発行するために編集委員会を置く。
- 第2条 機関誌は、原則として年1回発行する。
- 第3条 編集委員会は、編集委員長、編集委員若干名によって構成される。
- 2 編集委員長は、理事の中より、理事会が選任する。
 - 3 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする
- 第4条 編集委員会の任期は、当該理事会の任期と同じとする。
- 第5条 編集委員長は、編集委員を主宰し、機関誌の編集を統括する。
- 第6条 「経済資料研究」は、次の2種の原稿によって構成される。
- a 編集委員会が執筆を依頼した原稿。
 - b 会員の投稿原稿。ただし、共同研究の場合、執筆代表者は会員でなければならない。
- 第7条 提出された原稿の掲載の可否、修正要求などは編集委員会によって決定される。
- 2 原稿は原則として返却されない。
 - 3 投稿原稿の審査のため、編集委員会は専門家に審査を委嘱することができる。
- 第8条 本規定の改廃は、理事会によって行われるものとする。

付記 本規定は、2000年6月から施行される。